

第207期

# 定時株主総会 招集ご通知



SHIKOKU ALLIANCE

四国アライアンス

日時 2021年6月29日（火曜日）  
午前10時

場所 高知市南はりまや町一丁目1番1号  
四国銀行 本店5階 大会議室

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ご用意できる席数が大幅に減少いたします。株主総会へのご来場をお控えいただき、極力、書面又はインターネットによる議決権の事前行使をご検討ください。

お土産の配布につきましては、昨年より取りやめさせていただきます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。

<https://www.shikokubank.co.jp>

## 目次

第207期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
インターネットによる 議決権行使のご案内	5
事業報告	7
計算書類	40
連結計算書類	42
監査報告書	44
株主総会参考書類	50

 四国銀行

証券コード：8387

(証券コード8387)  
2021年6月7日

株主各位

高知市南はりまや町一丁目1番1号  
**株式会社 四国銀行**  
取締役頭取 山元文明

## 第207期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第207期定時株主総会を下記により開催いたしますので、通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、極力書面またはインターネットにより事前行使いただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

議決権の事前行使につきましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」(50～62頁)をご検討くださいます。また、「議決権行使のご案内」(3～6頁)をご高覧のうえ、**2021年6月28日(月曜日)午後5時30分まで**に議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時	2021年6月29日(火曜日) 午前10時 (受付開始時刻：午前9時)
2. 場 所	高知市南はりまや町一丁目1番1号 <b>四国銀行 本店5階 大会議室</b> <b>座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が大幅に減少いたしますので、株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をご検討ください。</b> *やむなく会場や開始時刻が変更となる場合があります。下記ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご確認をお願いいたします。 <a href="https://www.shikokubank.co.jp">https://www.shikokubank.co.jp</a>

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第207期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第207期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

##### 会社提案

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
9名選任の件

##### 株主提案

第3号議案

定款一部変更の件

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）  
4名解任の件

**第3号議案、第4号議案は株主からの提案となっておりますが、取締役会としてはこの議案に反対しております。**

なお、議案の要領は、後記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページ（<https://www.shikokubank.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ホームページ（<https://www.shikokubank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

#### <株主総会にご来場される株主さまへのご注意とお願い>

- ・ 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当行ホームページ（<https://www.shikokubank.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- ・ ご来場の株主さまは、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・ 株主総会当日のお土産の配布につきましては、昨年より、取りやめさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使のご案内

書面またはインターネットにより、事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

## 事前に議決権を行使いただく場合

### ■ 書面による議決権行使

#### 議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）  
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

詳しくは下記をご覧ください。

### ■ インターネットによる議決権行使

#### 議決権行使期限

2021年6月28日（月曜日）  
午後5時30分受付分まで



詳細は  
5頁から6頁を  
ご覧ください。

当行指定の議決権行使ウェブサイト  
にアクセスしていただき、行使  
期限までに賛否をご登録ください。

#### 議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

## 株主総会にご出席 いただく場合

#### 株主総会開催日時

2021年6月29日（火曜日）  
午前10時



ご入場の際は、同封の議決権  
行使書用紙を会場受付にご提出く  
ださい。

## 議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書	株主番号	議決権行使個数	個																								
<p>株式会社四国銀行 御中</p> <p>私は、2021年6月29日開催の株式会社四国銀行第207期定時株主総会（その継続会または延会を含む）の各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。</p> <p>2021年6月 日</p> <p>各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取扱いいたします。</p> <p>株式会社四国銀行</p>																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">会社提案</th> <th>（下の緑線） 標を添付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1号議案</td> <td>第2号議案</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		会社提案		（下の緑線） 標を添付	第1号議案	第2号議案		○	○		○	○		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">株主提案</th> <th>（下の緑線） 標を添付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3号議案</td> <td>第4号議案</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		株主提案		（下の緑線） 標を添付	第3号議案	第4号議案		○	○		○	○	
会社提案		（下の緑線） 標を添付																									
第1号議案	第2号議案																										
○	○																										
○	○																										
株主提案		（下の緑線） 標を添付																									
第3号議案	第4号議案																										
○	○																										
○	○																										
<p>○ご注意</p> <p>当行取締役会は、「株主提案」について反対しております。</p> <p>・株主提案（第3号議案、第4号議案）について、 ：当行取締役会意見に賛成の場合 ：「否」 ・株主提案に賛成の場合 ：「賛」 に、○印でご表示ください。</p>																											
<p>（ご出席の際は切り取らないでください）</p> <p>お願い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>事前に次のいずれかの方法により、議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。 （1）書面による議決権の行使 この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月）午後5時30分までに到着するようご返送ください。 （2）電磁的方法（インターネット）による議決権の行使 下記QRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトへアクセスし、2021年6月28日（月）午後5時30分までに議決権を行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。</li> <li>第2号議案、第4号議案の賛否をご表示の際は、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、招集ご通知に添付の「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。</li> <li>賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。</li> <li>株主総会にご出席の際は、この部分を切り離さずにご会場受付へご提出ください。</li> </ol> <p>スマートフォン 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード</p> <p>株式会社 四国銀行</p>																											

こちらの赤枠内に、  
各議案の賛否をご表示ください。

本総会では、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）と株主提案（一部の株主からご提案された議案）の決議を行います。

第3号議案、第4号議案は一部の株主からのご提案です。

取締役会としては第3号議案、第4号議案いずれにも**反対**しております。詳細は、57頁以降をご参照ください。

議決権行使書用紙の記入例をご紹介します。

### 会社提案・当行取締役会の意見に賛成いただける場合

会社提案		
第1号議案	第2号議案	下の候補者を除く
賛	賛	
否	否	

株主提案		
第3号議案	第4号議案	下の候補者を除く
賛	賛	
否	否	

### 会社提案・当行取締役会の意見に反対される場合

会社提案		
第1号議案	第2号議案	下の候補者を除く
賛	賛	
否	否	

株主提案		
第3号議案	第4号議案	下の候補者を除く
賛	賛	
否	否	



右記のように賛成、反対の両方に○を付けた場合には**無効**となります。

会社提案		
第1号議案	第2号議案	下の候補者を除く
賛	賛	
否	否	

次ページのインターネットにより議決権を行使いただく場合につきましても、上記の記入例を参照の上、賛否をご入力ください。

※各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する右記のアクセス手順によってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙右片に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2021年6月28日(月曜日)  
午後5時30分受付分まで

## ご注意事項

- ① 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ② インターネットで複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- ③ 株主さまのインターネット利用環境や、ご利用の端末機種などによっては、ご利用いただけない場合もございます。
- ④ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。

## お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

システム等に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

 **0120-768-524**

(受付時間 9:00~21:00 土・日・休日を除く)

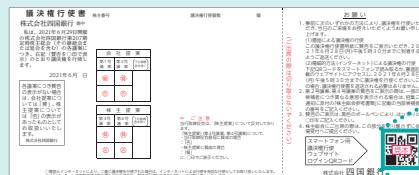
## 機関投資家の皆さまへ

議決権行使の方法として、「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

## アクセス手順について

### 「スマート行使」による方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



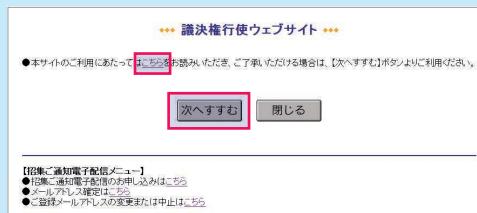
## 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## 「スマート行使」の議決権行使は1回のみとなります。

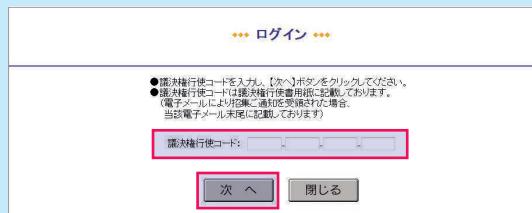
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」で再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移します。

## 2 「次へすすむ」をクリック



画面内の「こちら」のリンクをクリックし、「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

## 3 ログイン



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック  
パスワード変更画面が出ますので、初期パスワードを入力し、株主さまがご使用になるパスワードを登録してください。

※「議決権行使コード」及び「パスワード」は本書同封の「議決権行使書用紙」の右片裏面に記載されております。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

添付書類

第207期 (2020年4月1日から  
2021年3月31日まで) 事業報告

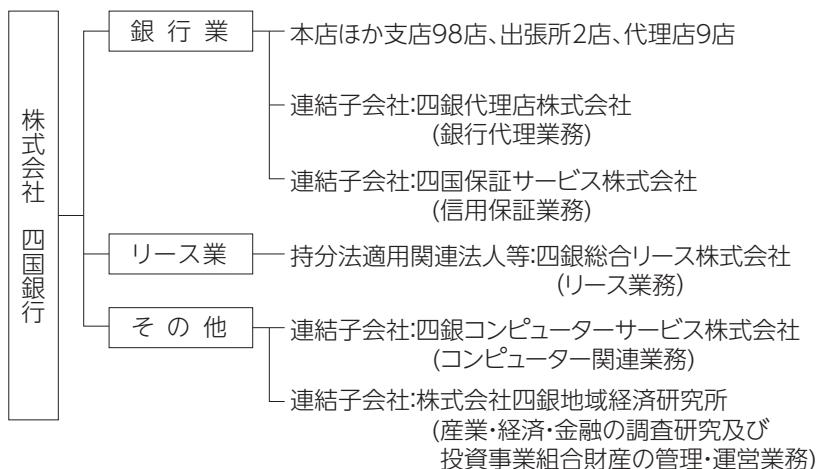
1 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

① 企業集団の主要な事業内容

当行グループは、当行及び子会社等の計10社で構成され、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しております。

主要な事業を系統図によって示すと次のとおりであります。



注. 持分法非適用の非連結子会社 1 社及び持分法非適用の関連法人等 3 社は上記系統図に含めておりません。

## ② 金融経済環境

2020年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用・所得環境に下押し圧力がかかり、個人消費を中心に大幅な落ち込みとなるなど、極めて厳しい状況となりました。緊急事態宣言が解除された6月以降は、経済活動が徐々に再開するも、輸出や生産が緩やかに回復するなど、持ち直しの動きもありましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、サービス業を中心とした消費などに依然として弱さがみられました。

当行の主要地盤であります四国地区の経済におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、個人消費や労働需給において弱い動きもみられましたが、公共投資が高水準を維持し、設備投資や生産にも持ち直しの動きが広がるなど、全体として持ち直しの動きがみられました。

金融面では、円相場は、期首の1米ドル107円台から、雇用などの米国の経済指標が改善したことを受け、109円台まで円安が進みました。その後、米国と中国の対立や新型コロナウイルス感染症再拡大の懸念から、102円台まで円高が進行しましたが、米国の長期金利上昇に伴いドルを買う動きが優勢となり、期末には110円台となりました。日経平均株価は、期首の1万8千円台から、景気や企業業績の悪化懸念もあり、1万7千円台まで下落しました。その後は、米国と中国の対立や新型コロナウイルス感染症の再拡大への懸念がある一方で、各国の緩和的な金融政策の継続、米国の追加経済対策やワクチン接種の進展による経済正常化への期待等から、1990年8月以来の水準となる3万円まで上昇し、期末には2万9千円台となりました。長期金利は、日本銀行による無制限の国債買入政策の決定により、マイナス水準まで低下した後、経済活動再開への期待等からプラス圏まで上昇しました。その後は狭い範囲でのみみ合いが続くなか、米国の長期金利の上昇や日本銀行による長期金利の変動幅拡大に関する報道を受け、一時約5年ぶりの水準となる0.1%台後半まで上昇しましたが、期末には0.0%台となりました。

### ③ 企業集団を巡るその事業年度における事業の経過及び成果

このような金融経済情勢のもと、中期経営計画「ベスト リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ3」の2年目となる2020年度は、掲げた各施策の着実な実施により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めました。

(SDGsへの取組み)

当行は、2020年4月に「四国銀行 SDGs宣言」を策定しました。SDGs宣言では、地域経済・地域社会への貢献、ゆたかで便利なくらしの実現、多様性の確保、環境への配慮の4つのテーマを掲げました。

2020年11月には、SDGs私募債「地域応援債」の取扱いを開始しました。この商品は、私募債発行時にお客さまから受け取る手数料の一部を用いて、防災用品や医療用品等を購入し、地方公共団体や医療機関等、公共サービス提供機関に寄贈することで、事業所のSDGsへの取組みを支援するものです。

経営理念に基づき、SDGsの達成に向けて様々な施策に取り組んでいくことで、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

(お客さまへの取組み)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業所のお客さまへは、迅速な資金支援とその後の継続的なモニタリングを実施しました。特に、Afterコロナを見据え、コンサルティング部の「事業承継・相続サポートデスク」や審査部の「経営支援室」の体制を強化し、営業店とも一体となって、事業承継・M&A、ビジネスマッチング、経営改善支援等のお客さまの課題解決に向けた支援を行いました。また、お客さまの本業支援を一層推進するため、「四国銀行Big Advance」の導入によるオンラインでのビジネスマッチング機会の創出や、Webセミナーの開催を通じた補助金・助成金受給のサポートを実施しました。



四国銀行 SDGs宣言 (2020年4月)

個人のお客さまに対しては、高度なコンサルティング力を発揮できる営業店担当者及び統括する本部担当者をそれぞれ前年度より増員し、営業店と本部が連携してお客さまのライフステージに応じたコンサルティング活動を一層推進しました。また、お客さまの資産形成ニーズにあわせた幅広いご提案を行うために、商品ラインナップの充実に努めました。保険の相談窓口「ほけんプラザ」は、2店舗目となる「ほけんプラザ南国」（高知県）をオープンしました。新型コロナウイルス感染症の影響による急激な市況変動時には、アフターフォロー及び資産形成に向けた各種提案等を積極的に実施しました。



ライフステージに応じたコンサルティング（ほけんプラザ南国）

#### （地方創生への取組み）

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、地域を活性化することが地域金融機関の役割であるとの原点に立ち、地方創生に向けた様々な取組みを行いました。

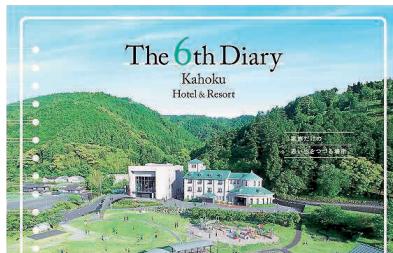
「しぎん地域活性化ファンド」を通じては、地域の医療の発展に寄与すべく、医師と患者の負担軽減につながる医療機器を開発・提供する事業に対して投資を行いました。

また、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）等と共同で出資した「高知県観光活性化ファンド」を通じた、広域観光組織の整備や観光施設の磨き上げなど、高知県の観光振興に対するこれまでの取組みが評価され、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部による「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」に選定され、内閣府から表彰されました。

「高知県観光活性化ファンド」を通じたこれまでの主な取組み



イベント等の運営・企画を通じて、日本3大鍾乳洞「龍河洞」や周辺商店街の活性化に貢献



休業していたホテルのリニューアルオープンに関与  
高知県・物部川地域のエリア観光拠点としての磨き上げに貢献

その他、新型コロナウイルス感染症の影響によって事業に影響を受けた高知県内の飲食店や観光施設を支援するための、クラウドファンディングを活用した取組みをはじめ、森林の間伐活動等、SDGsに繋がる活動にも積極的に取り組みました。

四国アライアンスにおいては、地域商社「Shikokuブランド株式会社」を設立し、地域資源のブランディング及び販路開拓支援に向けた取組みを開始しました。また、四国アライアンスキャピタル株式会社が運営する「しこく創生ファンド」「しこく中小企業支援ファンド」を活用した事業承継や企業再生への取組みや、オンラインを活用した商談会の開催等、四国創生に向けた活動を一層推し進めました。

※四国アライアンス：四国銀行、阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行の4行による四国創生に向けた包括連携



クラウドファンディング「あすかうプロジェクト」の特別パートナーとして協賛



地域商社「Shikokuブランド株式会社」設立  
(2020年4月)

#### (株主さまへの取組み)

株主の皆さまの日頃のご支援にお応えするとともに、当行株式への投資魅力を高め、より多くの方々に当行株式を保有していただくために、株主優待制度を継続して実施しました。また、安定配当の基本方針のもと、前期の期末配当15円、当期の中間配当15円を行いました。

さらに、株主の皆さまへの利益還元の一環として、982,700株（発行済株式総数の2.3%）の自己株式を取得しました。

#### (政策保有株式の縮減状況)

当行は、取引先企業との安定的・長期的な取引関係の維持、あるいは事実上の協力関係の強化等の観点から、当該企業及び当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合において、当該企業の株式を取得し保有しております。

また、上記に基づき保有するすべての上場株式について、個別銘柄毎の保有の合理性等を検証し、取締役会へ報告しております。

検証の結果、保有の合理性等が十分でないと判断される場合は、投資先企業の十分な理解を得た上で縮減を進めており、2020年度は簿価ベースで21億円の縮減を実施しました。なお、コーポレートガバナンス・コードが制定されて以降6年間で、政策保有する上場株式の約5割を縮減しました。

#### (店舗)

これからの店舗の在り方として、「The Bridge of Lifetime Finance（人生における金融の架け橋になる）」を目指し、高知県の一宮支店を次世代型店舗第1号として移転オープンしました。

さらに、質の高いサービス提供と、店舗運営の効率化を目的に、高知県では南国南支店を南国支店内に、横浜ニュータウン出張所を桂浜通支店内に、徳島県では国府支店を徳島西支店内にそれぞれ店舗内店舗方式にて移転統合しました。結果、2020年度末の有人店舗数は、前連結会計年度末比3店舗減少し、100店（本支店90店、出張所1店及び代理店9店）となりました。



次世代型店舗 一宮支店移転オープン（2020年7月）

（デジタル分野の取組み）

新型コロナウイルス感染症の影響により、手続きの簡素化や非対面・非接触による取引ニーズが高まるなか、デジタルを活用した取組みを一層推進しました。

高知県内の営業店においては、入金伝票や振込依頼書等のご記入が原則不要となるなど、手続きが簡単、スピーディーとなる「クイック窓口」の導入店舗を拡大しました。また、口座開設や、住所変更等のお手続きについても、タブレット端末によりペーパーレス化、印鑑レス化を実現する「Smile」を試行導入しました。さらに、インターネットバンキングの機能拡充や紙の通帳に代わるデジタル通帳サービス「スマート通帳」の導入など、お客さまの利便性向上を図りました。



「Smile」の導入  
—口座開設等のお手続きをペーパーレス・印鑑レス化—



スマート通帳取扱開始（2021年3月）

#### (業務改革への取組み)

デジタル分野の取組み等による営業店・本部の事務削減と並行して、定量的に測定した営業店の事務量に従って定めた標準的な事務人員数に基づく業務運営を2020年度から開始するなど、当行全体の業務改革に取り組みました。

業務改革による人員捻出数は、中期経営計画4年間で目標としていた300名に対して、2021年3月末までの2年間で182名となり、業務改革と事務人員のコンサルティング活動等へのシフトは順調に進展しております。

#### (人財開発・育成の取組み)

人財開発・育成については、自ら手を挙げて学ぶ意欲の醸成に向け、公募形式による研修を拡充するとともに、新型コロナウイルス感染症を契機にテレビ会議システムを積極的に活用した研修等の開催に取り組みました。

また、やりがい・働きがいを持って働ける環境の実現に向け、営業店・本部からの公募による「働き方改革プロジェクトチーム」を組成し、働き方改革につながる諸施策の検討を開始しました。

さらに、専門人財育成によるコンサルティング機能強化や業務の効率化、中途採用者のスキル・ノウハウ共有や女性役職者数の増加にも繋がった効果的な人財開発・育成への取組みが評価され、経済産業省による「新・ダイバーシティ経営企業100選」を、令和2年度受賞企業14社の中で金融・保険業としては唯一当行が受賞しました。



令和2年度「新・ダイバーシティ経営企業100選」の受賞（2021年3月）

これらを実施し、業績向上に努めました結果、次のような成果を上げることができました。

(預金等)

預金につきましては、個人預金や法人預金が増加し、前連結会計年度末比2,084億円増加の2兆8,474億円となりました。また、譲渡性預金を含めた預金等につきましては、前連結会計年度末比2,281億円増加の2兆9,043億円となりました。

(貸出金)

貸出金につきましては、引き続きアセット構造の改革を進め大・中堅企業向け貸出金は減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資金繰り支援に積極的に対応しました結果、中小企業等貸出金が増加し、前連結会計年度末比922億円増加の1兆8,770億円となりました。

(有価証券)

有価証券につきましては、運用を強化し、投資信託や外国証券等を購入しました結果、前連結会計年度末比1,490億円増加の9,672億円となりました。

(損益)

損益状況につきましては、経常収益は、国債等債券売却益の減少等により、前連結会計年度比14億68百万円減少し415億2百万円となりました。経常費用は、貸出金償却や株式等償却の減少等により、前連結会計年度比78億53百万円減少し320億20百万円となりました。この結果、経常利益は、前連結会計年度比63億85百万円増加し94億82百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、同35億45百万円増加の66億41百万円となりました。

#### ④ 対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く経営環境は、人口減少・高齢化の進展や超低金利環境の継続、さらには異業種からの金融分野への進出による競争激化など、一段と厳しさを増しております。また、新型コロナウイルス感染症の動向が今後の企業収益や個人消費に影響を与える懸念が生じております。

当行では、こうした環境の中、2019年4月からスタートさせた中期経営計画「ベストリアイアブル・バンクへの挑戦 ステップ3」で掲げる各施策を、さらに実効性とスピードを上げて推し進めるとともに、法人・個人・地域それぞれの視点に立った3つのコンサルティング機能を発揮していくことにより、新たなビジネスモデルの確立を図る必要があると認識しております。

具体的には、事業所のお客さまに対する、Withコロナ、Afterコロナも踏まえた業容拡大、事業承継、経営改善等、企業の課題解決に向けた支援、個人のお客さまの資産運用や資産形成といった、ゆたかな暮らしの実現に向けた支援、さらには、活力にあふれた地域を実現するための支援等、多様化する課題やニーズに対して、適切なコンサルティングを提供してまいります。また、そのために、多様な人財の開発・育成に積極的に取り組むとともに、デジタルの力を更に活用しながら、お客さまとの接点強化や業務の抜本的見直し・効率化への取組みを推し進めます。そして、こうした一連の取組みが、当行の持続可能な財務基盤・経営基盤の確立につながる好循環を目指してまいります。

私ども四国銀行グループはこれからも、ビジョンとして掲げている「真っ先に相談され、地域の発展に貢献する『ベスト リライアブル・バンク』」を目指し、地域に必要な金融機関としてお客さまから支持され続けるよう邁進してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
経常収益	47,206	45,227	42,970	41,502
経常利益	12,187	9,586	3,097	9,482
親会社株主に帰属する当期純利益	7,157	6,221	3,096	6,641
包括利益	9,695	2,134	△8,794	22,508
純資産額	147,913	148,041	138,003	158,537
総資産	3,027,431	3,078,883	2,997,845	3,330,943

注. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

## □ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	2,628,469	2,643,610	2,640,907	2,848,971
定期性預金	1,131,837	1,086,680	1,065,521	1,045,799
その他	1,496,632	1,556,930	1,575,385	1,803,171
貸 出 金	1,676,468	1,773,653	1,784,366	1,876,629
個人向け	321,081	339,733	351,754	358,622
中小企業向け	823,924	852,429	861,820	971,104
その他	531,462	581,490	570,790	546,901
商品有価証券	10	5	5	8
有 価 証 券	958,490	812,078	814,191	962,585
国 債	273,168	163,951	142,634	145,023
その他	685,321	648,126	671,557	817,562
社 債	—	—	—	—
総 資 産	3,024,535	3,077,106	2,995,959	3,326,734
内国為替取扱高	14,067,671	14,458,993	14,417,555	14,461,525
外国為替取扱高	百万ドル 2,966	百万ドル 4,678	百万ドル 3,905	百万ドル 3,690
経 常 利 益	11,556	9,573	2,691	9,169
当 期 純 利 益	6,687	6,364	2,895	6,525
1株当たり当期純利益	円 銭 156 03	円 銭 148 72	円 銭 68 00	円 銭 153 60
信 託 財 産	70	63	54	51
信 託 報 酬	0	0	0	0

注1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2017年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、2017年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算定しております。

### (3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末	
	銀行業	その他の事業
使用人数	1,300人	36人

注. 使用人数は就業者数であり、執行役員を含み、嘱託及び臨時従業員は含めておりません。

### (4) 企業集団の主要な営業所等の状況

#### イ 銀行業

株式会社四国銀行

高知県内：本店営業部ほか54店

徳島県内：徳島営業部ほか22店

香川県内：高松支店ほか6店

愛媛県内：松山支店ほか5店

本州地区：東京支店ほか9店

四国保証サービス株式会社：高知本社

四銀代理店株式会社：高知本社

#### ロ 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業務以外の主要業務
四銀代理店株式会社	高知市南はりまや町一丁目1番1号	—

注. 四銀代理店株式会社は、思地代理店、東津野代理店、美良布代理店、大柵代理店、大田口代理店、入野代理店、春野代理店、久礼代理店、宇佐代理店の業務運営を行っております。

#### ハ その他の事業

四銀コンピューターサービス株式会社：高知本社

株式会社四銀地域経済研究所：高知本社

## (5) 企業集団の設備投資の状況

### イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行業	1,267
合計	1,267

### ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行業	一宮支店新築工事	139
	事務機械やソフトウェアへの投資	681
合計	—	820

注1. 一宮支店新築工事は、2020年度に完了しましたが、2019年度の投資額が含まれておりません。

2. 2020年度に旧尼崎支店と旧大阪支店長・副支店長社宅の土地及び建物を売却いたしました。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ 親会社の状況

該当ありません。

□ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
四銀代理店株式会社	高知市南はりまや町一丁目1番1号	銀行代理業務	百万円 20	% 100.00	—
四国保証サービス株式会社	高知市菜園場町1番21号	信用保証業務	百万円 50	% 100.00	—
四銀コンピューターサービス株式会社	高知県南国市蛸が丘二丁目1番地	コンピューター関連業務	百万円 20	% 60.00	—
株式会社四銀地域経済研究所	高知市菜園場町1番21号	産業・経済・金融の調査研究及び投資事業組合財産の管理・運営業務	百万円 10	% 52.50	—
四銀総合リース株式会社	高知市菜園場町1番21号	リース業務	百万円 50	% 25.37	—

注. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

- ① 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- ② 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- ③ 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

- ④ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との提携により、現金自動設備を相互開放し、4行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
- ⑤ 株式会社阿波銀行、株式会社百十四銀行及び株式会社伊予銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行4行による包括提携「四国アライアンス」を締結しております。
- ⑥ 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社千葉興業銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。

#### (7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

#### (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

## 2 会社役員に関する事項

### (1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
山元文明	(代表取締役) 取締役頭取	一般社団法人高知県銀行協会会長	—
大田良継	(代表取締役) 専務取締役	—	—
五百蔵誠一	常務取締役	—	—
黒下則之	常務取締役本店営業部長	—	—
小林達司	常務取締役	—	—
須賀昌彦	取締役徳島営業本部長	—	—
橋谷正人	取締役営業統括部長	—	—
白石功	取締役審査部長	—	—
尾崎嘉則	取締役(社外取締役)	学校法人安田学園教育会理事長	注1
熊沢慎一郎	取締役監査等委員	—	注2
濱田正博	取締役監査等委員(社外取締役)	—	注1
稲田知江子	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士 (ひいらぎ法律事務所)	注1
金本康	取締役監査等委員(社外取締役)	税理士 (金本康税理士事務所)	注1、注3
酒井俊和	取締役監査等委員(社外取締役)	弁護士 (ウィザーズ弁護士法人)	注1

注1. 尾崎嘉則、濱田正博、稲田知江子、金本康及び酒井俊和の5氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

2. 熊沢慎一郎氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、行内事情に精通した者が、重要な会議等への出席や会計監査人及び監査部との連携を密に図ること等により得られた情報を、監査等委員全員に共有することを通じて、監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。

3. 監査等委員金本康氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## (2) 会社役員に対する報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ・当該方針の決定方法

取締役の個人別報酬等の内容について、次の内容とすることを取締役会において決定しております。

- ・当該方針の内容の概要

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、各取締役が担う役割・責任や成果に応じた体系としております。取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、当行の持続的成長や株主価値増大へのインセンティブとして機能するよう、業績連動型の譲渡制限付株式報酬を含む体系としております。監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬等は、経営の監督機能を有効に機能させる観点から、固定報酬のみとしております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、ガバナンス委員会における協議を経て、役位及び前年度の業績等に応じて取締役会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会において決議された年間報酬等限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等は、役位別に定めた固定報酬と業績連動型の譲渡制限付株式報酬で構成されております。譲渡制限付株式報酬につきましては、役位別固定部分と役位別変動部分で構成されており、役位別変動部分は前年度の当行単体の当期純利益の目標値と実績値の乖離率に応じて変動することとしております。この当期純利益は、総合的な収益力を表す指標であり、中期経営計画における財務目標として毎年設定することから、業績連動に係る指標として選択しております。また、この譲渡制限付株式報酬の固定報酬に対する支給割合は12%～22%としております。

役位別に定めた固定報酬は、毎月支給しております。また、業績連動型の譲渡制限付株式報酬は、各事業年度につき、前事業年度に関する定時株主総会終結後から当該事業

年度に関する定時株主総会終結時までの期間の職務執行の対価として、原則として前事業年度に関する定時株主総会終結時から1カ月が経過する日までの間に取締役会を開催し、その決議に基づき、法定の期間を経て速やかに支給しております。なお、当事業年度における譲渡制限付株式報酬の支給日は2020年8月6日であります。

当事業年度の実行役員（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬等につきましては、2018年4月から6月にかけて開催したガバナンス委員会の協議を経て、2018年6月26日開催の実行役員会において決定した報酬体系に基づき、支給しております。なお、この報酬体系は、2019年6月24日及び2020年5月25日開催のガバナンス委員会において適切性を検証しております。

また、業績連動型の譲渡制限付株式報酬につきましては、報酬体系に定められた内容に基づく具体的な支給額を2019年7月22日及び2020年7月17日の実行役員会において決定しました。監査等委員である執行役員の報酬等につきましては、2019年6月27日及び2020年6月26日開催の監査等委員会において決定しました。

- ・当該事業年度に係る執行役員（監査等委員である執行役員を除く。）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

執行役員の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、毎年ガバナンス委員会において2018年6月に決定した報酬体系の適切性の検証を行っているため、取締役会もその検証結果を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

## ② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	報酬等の種類別の総額	
			固定報酬	業績連動報酬等
取締役（監査等委員であるものを除く。）	10人	167	135	31
取 締 役（監 査 等 委 員）	8人	46	46	—
計	18人	214	182	31

注1. 支給人数及び報酬等には、当事業年度中に退任した取締役を含んでおり、支給人数はのべ人数を記載しております。

2. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等には、使用人分報酬等51百万円（うち賞与12百万

円)が含まれておりません。

3. 業績連動報酬等は全て非金銭報酬等であり、譲渡制限付株式報酬に係る当事業年度における費用計上額であります。
4. 譲渡制限付株式報酬については、①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に記載のとおりであり、業績連動に係る指標となった当期純利益の推移は1(2)口.当行の財産及び損益の状況に記載のとおりであります。
5. 株主総会で定められた報酬等限度額は以下のとおりであります。

2018年6月26日開催の定時株主総会において決議された、取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する報酬等限度額は年額216百万円以内(うち社外取締役分10百万円以内)(同定時株主総会終結時の員数は7名(うち社外取締役1名))、別枠で取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は年額70百万円以内(同定時株主総会終結時の員数は6名)、監査等委員である取締役に対する報酬等限度額は年額70百万円以内(同定時株主総会終結時の員数は6名)であります。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
尾崎 嘉則	当行は社外取締役及び取締役監査等委員との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は法令が定める最低責任限度額であります。
熊沢 慎一郎	
濱田 正博	
稲田 知江子	
金本 康	
酒井 俊和	

### (4) 補償契約

該当ありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

「会社法の一部を改正する法律」の施行日以降、新たに契約した役員等賠償責任保険契約はありません。

### 3 社外役員に関する事項

#### (1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
尾崎 嘉則	学校法人安田学園教育会 理事長 当行と同法人との間には特別の関係はありません。
稲田 知江子	弁護士（ひいらぎ法律事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
金本 康	税理士（金本康税理士事務所） 当行と同事務所との間には特別の関係はありません。
酒井 俊和	弁護士（ウィザーズ弁護士法人） 当行と同法人との間には特別の関係はありません。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
尾崎 嘉則	5年10ヵ月	当期開催の取締役会16回の全てに出席しております。	経営に関する幅広い知識と経験を活かし、議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、取締役会のほか、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。
濱田 正博	5年10ヵ月	当期開催の取締役会16回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	主に公職を歴任した豊富な経験と幅広い見識から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。
稲田 知江子	3年10ヵ月	当期開催の取締役会16回の全てに出席、また、監査等委員会15回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
金本 康	10ヵ月	取締役就任以降に開催の取締役会12回の全てに出席、また、監査等委員会10回の全てに出席しております。	主に税理士としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行っております。
酒井 俊和	10ヵ月	取締役就任以降に開催の取締役会12回の全てに出席、また、監査等委員会10回の全てに出席しております。	主に弁護士としての専門的見地から、議案審議に必要な発言を適時行っております。また、取締役会のほか、監査等委員会、ガバナンス委員会等においても、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適時行っております。

### (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7人	30 (うち報酬以外 —)	—

### (4) 社外役員の意見

該当ありません。

#### 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 100,000千株  
 発行済株式の総数 42,900千株  
 (自己株式1,230千株を含む)

(2) 当年度末株主数 23,143名

#### (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,378 千株	5.70 %
明治安田生命保険相互会社	1,815	4.35
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	1,171	2.81
日垂化学工業株式会社	988	2.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	978	2.34
四国銀行従業員持株会	907	2.17
日本生命保険相互会社	771	1.85
損害保険ジャパン株式会社	644	1.54
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	594	1.42
四銀総合リース株式会社	471	1.13

注1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式（1,230,308株）を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### (4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の数 (株式の種類及び種類ごとの数)
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)	8人	普通株式 39,700株
社外取締役 (監査等委員であるものを除く。)	—	—
監査等委員である取締役	—	—

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

### (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

		新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等 委員で あるもの 及び 社外取締 役を除く。)	①名称	株式会社四国銀行第1回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2012年8月8日	
	③新株予約権の数	209個	
	④目的となる株式の種類及び数	4,180株	
	⑤新株予約権の行使期間	2012年8月9日から 2042年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第2回新株予約権	1人
	②新株予約権の割当日	2013年8月6日	
	③新株予約権の数	166個	
	④目的となる株式の種類及び数	3,320株	
	⑤新株予約権の行使期間	2013年8月7日から 2043年8月6日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第3回新株予約権	2人
	②新株予約権の割当日	2014年8月12日	
	③新株予約権の数	407個	
	④目的となる株式の種類及び数	8,140株	
	⑤新株予約権の行使期間	2014年8月13日から 2044年8月12日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	

新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数	
取締役 (監査等 委員で あるもの及び 社外取締役を 除く。)	①名称	株式会社四国銀行第4回新株予約権	3人
	②新株予約権の割当日	2015年8月11日	
	③新株予約権の数	532個	
	④目的となる株式の種類及び数	10,640株	
	⑤新株予約権の行使期間	2015年8月12日から 2045年8月11日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第5回新株予約権	5人
	②新株予約権の割当日	2016年8月9日	
	③新株予約権の数	1,263個	
	④目的となる株式の種類及び数	25,260株	
	⑤新株予約権の行使期間	2016年8月10日から 2046年8月9日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	
	①名称	株式会社四国銀行第6回新株予約権	5人
	②新株予約権の割当日	2017年8月8日	
	③新株予約権の数	835個	
	④目的となる株式の種類及び数	16,700株	
	⑤新株予約権の行使期間	2017年8月9日から 2047年8月8日まで	
	⑥権利行使価格	1株当たり1円	
	⑦権利行使についての条件	新株予約権者は、上記⑤の期間内において、 当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10日を経過する日までの間に限り、新株予約 権を一括してのみ行使することができる。	

	新株予約権等の内容の概要		新株予約権等を有する者の人数
社外取締役(監査等委員であるものを除く。)	—	—	—
監査等委員である取締役	—	—	—

## (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当ありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 大村 真 敏	76	注2、注3
指定有限責任社員 伊加井 真 弓		

注1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の報酬等の額は、これらの合計額を記載しております。

2. 報酬等には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務の報酬等として、収益認識及び時価算定に関する会計基準適用のための助言・支援業務に対する報酬等が含まれております。

3. 監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人から監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び監査報酬見積りの算定根拠等について説明を受け、適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は76百万円であります。

### (2) 責任限定契約

該当ありません。

### (3) 補償契約

該当ありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人がその職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると監査等委員会が判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関して、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

### <業務の適正を確保する体制>

当行は、取締役会における決議により、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の整備にかかる基本方針を以下のとおり定め、運用状況を継続的に評価し、必要な改善措置を講じることで、内部統制システムの実効性の向上に努めております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、法令、定款、行内諸規程及び企業倫理に従った行動をとるための行動規範等を定める。
  - ② コンプライアンスへの取り組みを横断的に統括する部門を設置し、遵守状況等の点検、指導、教育を行う。また、内部監査部門は、コンプライアンス統括部門と連携の上、コンプライアンス体制の整備状況と有効性を監査する。これらの活動は、定期的に取り締役に報告する。
  - ③ 法令、定款等に違反する行為を発見した場合の相談・通報体制として内部通報体制を構築する。この体制には、相談・通報者がいかなる不利益な扱いも受けないことを保証することを含む。
  - ④ 反社会的勢力との関係遮断の基本方針を定め、組織全体としての対応体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ① 取締役の職務執行に係る情報は、保存場所、保存期限等、その取り扱いを定める行内規程に従い、体系的かつ確実に保存及び管理（廃棄を含む。）を行う。
  - ② 保存・保管された情報は、取締役の求めに応じて、いつでも閲覧可能とする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① リスク管理に関する基本方針を定めた行内規程に基づき統合的リスク管理部門を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとにリスク管理部門を定めて当該リスクを管理する。

- ② 統合的リスク管理部門及びリスクカテゴリーごとのリスク管理部門は、リスク管理に関する行内規程について整備・見直しを図る。
  - ③ リスクの保有状況・管理態勢の定期的な把握と適切な対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
  - ④ リスク管理態勢の有効性・適切性を検証する内部監査部門を設置し、そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく取締役会に報告する。また、内部監査部門は頭取の直轄とするなど、他の部門から独立して機能が十分発揮できるよう態勢を構築する。
  - ⑤ 災害等で銀行の機能が重大な損害を被り、業務の遂行が困難になった場合の緊急措置及び行動基準を定め、被害の最小化や必要業務の迅速かつ効率的な再開を図るため、危機管理計画を策定する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営計画のマネジメントは、取締役会が策定する中期経営計画及び年度経営計画に基づき、業務分掌に定める各部署が経営計画の達成に向けた具体的な行動計画を策定し、推進する。
  - ② 経営計画の進捗管理と対応策を審議するために委員会を設置する。委員会での審議事項は、取締役会に報告する。
  - ③ 業務執行のマネジメントでは、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項は全て取締役会に付議することを遵守するほか、事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制をとる。
  - ④ 日常の業務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行する。
- (5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当行及びグループ会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、常に連携を密にし、業務の適正を確保して効率的かつ健全に発展することを、業務運営の基本とする。
  - ② グループ会社におけるコンプライアンスやリスク管理を横断的に推進・支援するための、当行におけるグループ会社の管理体制及び重要な業務運営についての事前協議・定例報告事項等を定めたグループの統括規程を制定し、グループ会社の業務の適正を確保する体制を構築する。

- ③ 当行は、グループ会社において、その規模・業態等に応じて、当行に準じたリスク管理体制を構築させるものとし、当行が設置する委員会において、グループ会社におけるリスクの保有状況・管理体制の定期的な把握と対応策について審議する。
  - ④ 当行の役付取締役、常勤監査等委員及び所管部長はグループ会社の取締役、監査役に就任し、業務の執行状況を監視・監督する。
  - ⑤ 当行の内部監査部門は、当行及びグループ会社の内部監査を実施する。そこで指摘された重要な事項は、遅滞なく当行の常務会、監査等委員会及び取締役会に報告する。
  - ⑥ グループ会社における法令、定款等に違反する行為の早期発見のため、当行が定める内部通報体制は、グループ会社にも適用する。
  - ⑦ 当行及びグループ会社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための体制を整備する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、専任の使用人を置く。
  - ② 前記の使用人は、監査等委員会の事務局を担う。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動、人事評価、処分等は、監査等委員会の意見を徴する。
  - ② 前記の使用人は、当行の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮・命令下で職務を遂行する。
- (8) 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人による当行の監査等委員会への報告に関する体制及び当行の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人は、法令に定める事項のほか、行内諸規程に従い、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、グループ会社の重要な経営・業務執行その他重要な業務執行等について、当行の監査等委員会に報告を行う。

- ② 当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人は、当行の監査等委員会の定めるところに従い、当行の監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。当行の監査等委員会は、職責を全うするための体制の確保において、監査等委員会規程及び報告・情報提供事項を定めた監査等委員会監査等基準に定める権利を行使できる。
  - ③ 当行は、内部通報制度による相談・通報を行った当行及びグループ会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）並びに使用人が、当該相談・通報を行ったことによりいかなる不利益な扱いも受けないことを保証する。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針
- 監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当行は速やかに当該費用または債務を処理する。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員は、常務会等の主要な会議に出席し、出席者との意見交換や情報の収集を行うことができる。
  - ② 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査等委員会との相互認識を深めるよう努める。
  - ③ 監査等委員会が定めた報告・情報提供事項は、取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人が直ちに検索可能とする体制を構築し、全行に周知・徹底を行う。
  - ④ 内部監査部門である監査部は、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の充実・強化に努める。
  - ⑤ 監査部長の任命・異動については監査等委員会の事前同意を要する。
  - ⑥ 監査等委員会は、監査に必要があるときは、独自に弁護士、公認会計士等の専門家と契約を行うことができる。

### <業務の適正を確保する体制の運用状況の概要>

当行では、内部統制システムの整備について、各業務の所管部が連携して定例的に点検を行い、その結果を取締役に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度（第207期）における運用状況の概要は、次のとおりです。

#### (1) 取締役の職務執行

- ① 定例取締役会を12回、臨時取締役会を4回開催し、法令または定款で定められた経営上の重要事項を決議するとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。
- ② 取締役会において決定すべきとされる事項を除く日常の職務執行に際しては、権限の委譲を行い、職務決裁権限規定、業務分掌規定等に則り、職務を執行しております。

#### (2) コンプライアンス体制

- ① コンプライアンス・プログラムを取締役会より委任を受けた常務会で定め、月1回開催するリスク管理委員会で進捗状況をモニタリングするとともに、反社会的勢力との関係遮断などについて審議を行い、その内容については、取締役会に報告しております。
- ② コンプライアンスの啓発を推進するため、各種勉強会を開催しております。また、内部通報制度の整備・強化に努め、制度の内容を含めて、全行に周知・徹底を図っております。

#### (3) リスク管理体制

- ① リスク管理を適切に行うため、各種の管理規定の整備・見直しに努め、その内容については、全行に周知・徹底を図っております。
- ② 業務運営に内在するリスクについては、リスク統括部門が想定されるリスク分析を行い、月1回開催するALM委員会（収益とリスクを統合的に管理し、安定的な収益確保を目的として設置）で審議のうえ、取締役会に報告しております。

## 事業報告

### (4) グループ会社の管理体制

- ① グループ会社5社に対して、当行のリスク統括部門がリスクの保有状況や管理態勢について確認を行うとともに、内部監査部門が総合監査を実施し、その内容を当行の常務会等に報告しております。
- ② グループ会社の業務執行状況については、当行の取締役会に4回報告しております。

### (5) 監査等委員の職務執行

- ① 監査等委員は、取締役会のほか、ALM委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席し、コンプライアンスや重要な意思決定の過程及び執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要書類の監査を行っております。
- ② 代表取締役との間で4回の会合を開催し、当行の課題、監査上の重要な課題等について意見交換を行うとともに、三様監査会議（監査等委員、監査部、会計監査人）を1回、内部監査部門との会合を12回開催し、情報交換や意見交換を行っております。

## 9 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

## 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

## 11 会計参与に関する事項

### (1) 責任限定契約

該当ありません。

### (2) 補償契約

該当ありません。

## 12 その他

該当ありません。

## 第207期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金	335,619	預当座	2,848,971
預金	32,655	普通預金	182,095
預け金	302,964	座金	1,519,132
預け入金	12,402	通蓄	44,637
預け入金	8	定期	2,713
預け入金	8	預積	1,034,810
預け入金	1,964	預積	10,988
預け入金	962,585	預積	54,593
預け入金	145,023	預積	58,888
預け入金	278,227	預積	18,820
預け入金	165,423	預積	61,636
預け入金	59,019	預積	133,702
預け入金	314,892	預積	133,702
預け入金	1,876,629	預積	20
預け入金	5,312	預積	11
預け入金	48,677	預積	8
預け入金	1,650,323	預積	36,660
預け入金	172,314	預積	1,593
預け入金	9,891	預積	1,008
預け入金	9,818	預積	892
預け入金	0	預積	0
預け入金	73	預積	9,056
預け入金	95,388	預積	224
預け入金	250	預積	411
預け入金	1,886	預積	144
預け入金	11	預積	23,329
預け入金	1,033	預積	288
預け入金	6,072	預積	665
預け入金	80,000	預積	65
預け入金	6,133	預積	5,002
預け入金	35,291	預積	4,205
預け入金	10,713	預積	5,403
預け入金	23,077	預積	3,174,332
預け入金	380	預積	25,000
預け入金	8	預積	6,563
預け入金	1,112	預積	6,563
預け入金	1,958	預積	90,820
預け入金	1,915	預積	17,849
預け入金	42	預積	72,971
預け入金	2,871	預積	60,000
預け入金	5,403	預積	12,971
預け入金	△ 13,279	預積	△ 1,127
預け入金		預積	121,256
預け入金		預積	26,052
預け入金		預積	△ 3,770
預け入金		預積	8,785
預け入金		預積	31,067
預け入金		預積	77
預け入金		預積	152,401
預け入金		預積	3,326,734
預け入金		預積	3,326,734



## 第207期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	335,619	預 金	2,847,488
買入金銭債権	12,402	譲渡性預金	56,888
商品有価証券	8	コールマネー及び売渡手形	18,820
金銭の信託	1,964	債券貸借取引受入担保金	61,636
有価証券	967,291	借 用 金	133,702
貸出金	1,877,078	外 国 為 替	20
外国為替	9,891	そ の 他 負 債	38,315
その他の資産	95,395	退職給付に係る負債	75
有形固定資産	35,453	役員退職慰労引当金	5
建物	10,817	睡眠預金払戻損失引当金	665
土地	23,133	ポイント引当金	65
リース資産	381	繰延税金負債	5,110
建設仮勘定	8	再評価に係る繰延税金負債	4,205
その他の有形固定資産	1,112	支 払 承 諾	5,403
無形固定資産	1,962	負 債 の 部 合 計	3,172,405
ソフトウェア	1,918	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	44	資 本 金	25,000
退職給付に係る資産	2,440	資 本 剰 余 金	9,699
繰延税金資産	18	利 益 剰 余 金	93,369
支払承諾見返	5,403	自 己 株 式	△ 1,518
貸倒引当金	△ 13,985	株 主 資 本 合 計	126,551
		その他有価証券評価差額金	26,858
		繰延ヘッジ損益	△ 3,770
		土地再評価差額金	8,785
		退職給付に係る調整累計額	△ 99
		その他の包括利益累計額合計	31,774
		新 株 予 約 権	77
		非 支 配 株 主 持 分	135
		純 資 産 の 部 合 計	158,537
資 産 の 部 合 計	3,330,943	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3,330,943

第207期 (2020年4月1日から  
2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		41,502
資金運用収益	28,110	
貸出金利息	19,374	
有価証券利息配当金	8,538	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 28	
預け金利息	119	
その他の受入利息	106	
信託報酬	0	
役務取引等収益	7,430	
その他の他業収益	1,450	
その他の他業収益	4,511	
償却債権取立益	742	
その他の経常収益	3,768	
経常費用		32,020
資金調達費用	1,415	
預金利息	325	
譲渡性預金利息	9	
コールマネー利息及び売渡手形利息	92	
債券貸借取引支払利息	27	
借入金利息	170	
その他の支払利息	789	
役務取引等費用	2,351	
その他の他業費用	2,006	
その他の他業費用	24,066	
貸倒引当金繰入額	2,180	
その他の経常費用	1,216	
経常費用	963	
経常利益		9,482
特別利益		156
固定資産処分益	156	
特別損失		298
固定資産処分損失	70	
減損	227	
税金等調整前当期純利益		9,339
法人税、住民税及び事業税	2,767	
法人税等調整額	△ 71	
法人税等合計		2,695
当期純利益		6,644
非支配株主に帰属する当期純利益		2
親会社株主に帰属する当期純利益		6,641

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 四 国 銀 行

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 真 敏 ㊟  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 ㊟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社四国銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第207期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

株式会社 四 国 銀 行

取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 真 敏 ㊞  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社四国銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社四国銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第207期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月14日

株式会社 四国銀行 監査等委員会

常勤監査等委員	熊 沢 慎一郎	㊟
監査等委員	濱 田 正 博	㊟
監査等委員	稲 田 知江子	㊟
監査等委員	金 本 康	㊟
監査等委員	酒 井 俊 和	㊟

(注) 監査等委員 濱田正博、稲田知江子、金本康及び酒井俊和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

(ご参考)

## 第207期末信託財産残高表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
現 金 預 け 金	51	金 銭 信 託	51
合 計	51	合 計	51

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 共同信託他社管理財産－百万円  
3. 元本補填契約のある信託は、2021年3月31日現在取扱っておりません。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 会社提案

第1号議案、第2号議案は、会社提案によるものであります。

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化を図りながら、株主の皆さまへ配当を安定的に継続するという基本方針に基づきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### 1. 期末配当に関する事項

- |                                |  |                |
|--------------------------------|--|----------------|
| (1) 配当財産の種類                    |  |                |
| 金銭                             |  |                |
| (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額 |  |                |
| 当行普通株式1株につき金15円                |  | 総額625,045,380円 |
| (3) 剰余金の配当が効力を生じる日             |  |                |
| 2021年6月30日                     |  |                |

##### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

- |                     |  |                |
|---------------------|--|----------------|
| (1) 増加する剰余金の項目及びその額 |  |                |
| 別途積立金               |  | 5,000,000,000円 |
| (2) 減少する剰余金の項目及びその額 |  |                |
| 繰越利益剰余金             |  | 5,000,000,000円 |

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位等
1	山元文明 <span>再任</span>	取締役頭取
2	大田良継 <span>再任</span>	専務取締役
3	五百蔵誠一 <span>再任</span>	常務取締役
4	小林達司 <span>再任</span>	常務取締役
5	須賀昌彦 <span>再任</span>	取締役徳島営業本部長
6	橋谷正人 <span>再任</span>	取締役営業統括部長
7	白石功 <span>再任</span>	取締役審査部長
8	濱田博之 <span>新任</span>	事務統括部長
9	尾崎嘉則 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立役員</span>	取締役

※ 独立役員 …… 東京証券取引所届出独立役員

候補者番号 **1** やまもと ふみ あき  
**山元 文明** (1954年9月24日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：29,427株

■ 2020年度の取締役会出席状況：100% (16回/16回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	当行入行	2016年4月	当行取締役頭取 現在に至る
1997年7月	当行総合企画部長代理		
2006年6月	当行総合管理部長		
2010年6月	当行取締役総合企画部長		
2014年6月	当行常務取締役	■ 重要な兼職の状況	
2015年6月	当行専務取締役	一般社団法人高知県銀行協会会長	

■ 取締役候補者とした理由

2010年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2015年6月から専務取締役、2016年4月から取締役頭取としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものがあります。

候補者番号 **2** おお た よし つぐ  
**大田 良継** (1956年1月26日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：18,361株

■ 2020年度の取締役会出席状況：100% (16回/16回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当行入行	2010年6月	当行監査部長
2001年7月	当行松山南支店長	2011年8月	当行執行役員神戸支店長
2004年7月	当行丸亀支店長	2014年6月	当行取締役本店営業部長
2006年7月	当行上町支店長	2016年6月	当行常務取締役
2009年6月	当行中村支店長	2020年6月	当行専務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2014年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2016年6月から常務取締役、2020年6月から専務取締役としてその職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものがあります。

候補者  
番号 **3** <sup>い お ろい</sup> **五百蔵** <sup>せい いち</sup> **誠一** (1959年12月6日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：17,239株

■ 2020年度の取締役会出席状況：100% (16回/16回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	当行入行	2012年6月	当行執行役員人事部長
2002年7月	当行マリンピア支店長	2015年6月	当行取締役人事部長
2005年7月	当行本店営業部長代理	2016年6月	当行取締役本店営業部長
2007年7月	当行観音寺支店長	2018年6月	当行常務取締役本店営業部長
2010年6月	当行東京支店長	2019年6月	当行常務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2015年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2018年6月から常務取締役をつとめ、企画部門、リスク管理部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 **4** <sup>こ ばやし</sup> **小林** <sup>たつ じ</sup> **達司** (1960年6月4日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：15,161株

■ 2020年度の取締役会出席状況：100% (16回/16回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月	当行入行	2014年6月	当行執行役員総合企画部長
2003年2月	当行総合企画部長代理	2016年6月	当行取締役総合企画部長
2012年2月	当行総合企画部副部長	2018年6月	当行常務取締役 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2016年6月の取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、2018年6月から常務取締役をつとめ、営業部門、市場部門等を統括し、その職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **5** すかまさ ひこ **須賀 昌彦** (1962年9月17日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：9,588株

■ 2020年度の取締役会出席状況：100% (16回/16回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2015年6月	当行執行役員東京支店長
2007年2月	当行丸亀南支店長	2017年6月	当行執行役員神戸支店長
2008年7月	当行徳島中央支店長	2019年4月	当行執行役員徳島営業本部長
2012年2月	当行広島支店長	2019年6月	当行取締役徳島営業本部長
2014年6月	当行東京支店長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

営業、市場業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2019年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **6** はし たに まさ と **橋谷 正人** (1960年12月14日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：5,828株

■ 2020年度の取締役会出席状況：100% (12回/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当行入行	2012年6月	当行丸亀支店長
2004年7月	当行中村駅前支店長	2015年6月	当行岡山支店長
2007年2月	当行守口支店長	2017年6月	当行執行役員営業統括部長
2010年2月	当行営業統括部長代理	2020年6月	当行取締役営業統括部長
			現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

営業、営業統括業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2020年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 7 しら いし 白石 いざお 功 (1962年9月13日生)

再任

■ 所有する当行株式の数：5,416株

■ 2020年度の取締役会出席状況：100%（12回／12回）

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当行入行	2015年6月	当行大阪支店長
2008年7月	当行香長支店長	2017年6月	当行東京支店長
2010年6月	当行坂出支店長	2018年6月	当行審査部長
2013年2月	当行尼崎支店長	2020年6月	当行取締役審査部長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

営業、審査業務等に携わった豊富な業務経験を有しており、2020年6月の取締役就任以来、その経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の意思決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、職務を適切に果たしていることから、取締役候補者としたものであります。

候補者  
番号 8 はま だ 濱田 ひろ ゆき 博之 (1965年6月14日生)

新任

■ 所有する当行株式の数：1,700株

■ 2020年度の取締役会出席状況：－

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年4月	当行入行	2017年3月	当行帯屋町支店長
2012年8月	当行松茂支店長	2018年6月	当行事務統括部長
2014年6月	当行松山南支店長		現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

1990年より、当行の一員として営業、事務統括業務等で豊富な経験を有しており、当行の業務に精通しています。その経験や知見を取締役として活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化が期待できることから、取締役候補者としたものであります。

候補者番号 **9** おざき よしのり  
**尾崎 嘉則** (1953年1月13日生)

再任

社外取締役

独立役員

■ 所有する当行株式の数：6,465株

■ 2020年度の取締役会出席状況：100% (16回/16回)

### ■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月 安田生命保険相互会社入社  
 2000年4月 同社企業金融部部長  
 2004年1月 (合併により明治安田生命保険相互会社に改称)  
 2005年7月 同社取締役融資部長  
 2008年4月 同社常務執行役  
 2011年4月 同社専務執行役  
 2012年7月 同社取締役執行役副社長  
 2014年7月 明治安田ビルマネジメント株式会社  
 代表取締役社長

2015年6月 当行取締役 (現職)  
 2017年3月 明治安田ビルマネジメント株式会社  
 代表取締役社長退任  
 2017年4月 明治安田生命保険相互会社顧問  
 2018年3月 明治安田生命保険相互会社顧問退任  
 2018年5月 学校法人安田学園教育会理事長  
 (現職)  
 現在に至る

### ■ 重要な兼職の状況

学校法人安田学園教育会理事長

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

2015年6月から当行の社外取締役就任以来、企業経営者としての豊富な経験及び見識を活かし、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など役割を適切に果たしています。また、取締役の選解任、役付取締役の選定、取締役 (監査等委員であるものを除く。) の報酬、その他コーポレートガバナンス上の特に重要な事項について協議し、取締役会に対して助言・提言を行うガバナンス委員会の議長として、客観的かつ公正な立場から必要な発言を適宜行い、監督機能の強化に貢献しています。企業経営経験者としての知見や経験を反映していただくことで、当行の持続的成長と企業価値の向上が期待できることから、社外取締役候補者としたものであります。

なお、東京証券取引所が定める独立性の基準及び当行が定める独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反のおそれがないと判断されるため、独立役員として届け出をいたしております。

注1. 取締役候補者と当行との間における特別な利害関係は次のとおりであります。

- (1) 須賀昌彦氏と当行の間には、通常の融資取引があります。
  - (2) 濱田博之氏と当行の間には、保証債務取引があります。
  - (3) その他の取締役候補者と当行の間には、特別な利害関係はありません。
2. 尾崎嘉則氏は社外取締役候補者であります。
  3. 尾崎嘉則氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、選任が承認された場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
  4. 尾崎嘉則氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
  5. 当行は、尾崎嘉則氏との間に、会社法第423条第1項に基づく責任を限定する契約を締結しており、選任が承認された場合、当行と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。
  6. 当行は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金や訴訟費用等を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者 (新任取締役候補者を除きます。) は当該保険契約の被保険者になっており、本議案が原案どおり承認可決され、各候補者が当行の取締役に就任した場合、新任取締役候補者を含む各候補者は、いずれも当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、任期途中において、次回更新時に同内容での更新を予定しております。

## 株主提案

第3号議案、第4号議案は、株主提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、310個であります。

議案の「提案理由」は、事実認識を含め提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案内容

現在の顧問・相談役の役職をすべて廃止する。

#### 2. 提案理由

- ① 第203期の総会に提案し却下された過去がある。脚下の理由。

「当行の顧問及び相談役は、当行の経営上の意思決定に関与してなく。財界活動や公益的職務に取組み、それによって当行の企業価値向上に貢献している」との見解であった。当期純利益の推移で、貢献度を計る。2017年8,870百万円・2018年7,159百万円・2019年6,222百万円・2020年3,096百万円と成果は全く見えない。また伊予銀は取締役会長が商工会議所会頭を兼務し、経営責任もあり財界活動も活発だ。

地銀は大変な時である。超低金利や人口減・利ざや希少・手数料縮小・構造改革などを求められている。特に固定経費の削減、役員報酬額も2021年3月1日改正会社法施行により報酬の決め方が透明になる。経営責任を持たない顧問・相談役を置く余裕は無いはずだ。経費削減や経営改革を真剣に考える時である。顧問・相談役の廃止を再度提案する。

### 第3号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

地域金融機関である当行の使命は、地域の発展に貢献し、地域と共に成長・発展することにあると考えております。こうした考え方のもと、当行では、地域の発展、ひいては地域経済の発展に尽力すべき当行の信用の維持・向上による企業価値向上のため、財界活動や公益的職務等の社外活動に従事することを目的として、代表取締役経験者を相談役に選任しております。現在は、代表取締役経験者1名を相談役に選任し、相談役は高知商工会議所会頭等を中心とする社外活動に従事しております。この活動は、当行の役職を持つことで従事可能となるものであり、相談役としての選任の必要性が認められます。

相談役の選任・解任、報酬等につきましては、代表取締役及び社外取締役の全員で構成するガバナンス委員会の協議を経て、取締役会の決議により決定しております。

相談役は、当行の取締役会その他の会議体への出席はなく、経営陣からの報告等も実施しておりません。相談役は当行の経営のいかなる意思決定にも関与しておらず、ガバナンス上の問題はないと考えております。また、相談役の勤務形態及び条件等につきましては、既にコーポレートガバナンス報告書において開示しておりますとおり、その職務に照らし適正であると考えております。

顧問につきましては、現在、該当者はおりませんが、過去に代表取締役ではない取締役が退任後に個別業務の顧問に就任したケースがございます。今後も、代表取締役ではない取締役経験者が有する専門性に応じて、その見識を当行業務に活用することを目的として、顧問として選任する可能性がございます。このような役職についてガバナンス上の問題はないと考えておりますが、顧問の選任・解任、報酬等につきましても、ガバナンス委員会の協議を経て、取締役会の決議により決定する方針です。

また、当期純利益の推移につきましては、減少傾向がみられますが、これは超低金利環境の長期化など様々な要因によるものです。現在当行では、中期経営計画「ベスト リライアブル・バンクへの挑戦 ステップ3」において、戦略目標Ⅰ「『四銀スタイル』の確立」、戦略目標Ⅱ「BPR・ICT戦略の加速」、及び戦略目標Ⅲ「3つのコンサルティング機能の発揮」に掲げる様々な施策を着実に推し進め、戦略目標Ⅳ「持続可能な財務基盤・経営基盤の確立」に取り組んでおります。その結果、第207期におきましては、当期純利益は前期比で増加しておりま

## 株主総会参考書類

す。そして、現在の経営環境においても、地域の発展、ひいては地域経済の発展に尽力すべき当行の信用の維持・向上による企業価値向上のために、相談役を置く意義は何ら変わっておりません。

したがいまして、取締役会は、本議案に反対します。

## 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名解任の件

### 1. 提案内容

以下の取締役を解任する。

- 1 代表取締役頭取 山元 文明氏
- 2 取締役 須賀 昌彦氏
- 3 取締役 橋谷 正人氏
- 4 取締役 白石 功氏

### 2. 提案理由

#### (1) 代表取締役頭取 山元 文明氏 解任理由

- ① 四銀が拘った旧土電約45億円・県交通約30億円の累積赤字合計約75億円である。赤字を6行金融機関で26億円から28億円の債権放棄そして、県と沿線12市町村が新会社「とさでん交通」に10億円出資した。「とさでん交通」はこれまで多額の債権放棄を受けながら経営を引き継ぎ令和3年3月期の決算予定は約8億5千万円の赤字と聞く。また令和4年3月期も早々赤字との報告である。四銀の債権放棄の意味を問う。
- ② 2016年12月高知地裁に「旧闘犬センター破産」申し立てをし「負債額17億円超え」の損害額の発表があった。未だ明確な説明がない件
- ③ 元土電社長（四銀OB）は高知地裁から約13億3千万円の支払い命令がでた。四銀の回収分は約8億1千万円である。未だ回収説明がない件
- ④ 元土電会長への約9億5千万円（破産申立）回収説明なしの件
- ⑤ 高知市の貸付先A法人は4年連続債務超過に陥っている。明確な回答がない。

#### (2) 取締役 須賀 昌彦氏 解任理由

- ① 地銀合併の特例法施行による生き残り競争が始まった。超低金利の長期化と人口減少による地域経済の疲弊で高知県は大変である。これまでの不良債権に対する取り組み方に疑問がある。また新型コロナの感染拡大による与信費用も益々増える。経営改革を怠り危機意識の無さが四銀低株価に反映されている。その責任を問う。

- ② 経常利益率は（2017年3期25.1%）から（2020年3期7.2%）である。また2020年3月（ROE 2.16%・ROA 0.1%）の数値も急激な落ち込みである。この責任も問う
- ③ 16年11月に伊予証券を四国アライアンスと命名して四銀も参加した。しかし、阿波銀行が四国アライアンスから抜け野村証券と包括提携した。4行の効果は出ず戦略企画ミスを問う。
- ④ 日本生命は40行超に株売却を伝達した。四銀の大株主である。人口減少と業績低迷な地銀株は妙味なしとみた。アクティビストの登場で四銀の経営陣に喝を願う件。

(3) 取締役 橋谷 正人氏 解任理由

- ① 融資先であるA法人はH24年度からH28年度まで収益無し。H29年度は単年度黒字であった。H31年度まで4年連続の債務超過に陥っている。何ら効果的対策を講じない件。
- ② 高知市の法人Aに対する融資関係で2019年3月18日某エージェントを通じ貸付金回収困難の状況化にも拘わらず貸付増額金約40億円を容認し株主総会で明確な説明なし。株主はこれまで重大な議案を総会に諮らず債権放棄された経過ばかり。貸付基準や回収方法の責任を問う。
- ③ ROAコア業務純利益の減少やROEの落ち込み、株価低迷に陥り、不良貸付は増加。株主提案の相談役廃止や野球部廃部にも全く耳を貸さず支店統合もまだ道半ばである。近年、地銀大不況論が飛び交う中、生き残り策も明確に示さず、企業改革の指針もない責任を問う。
- ④ 日本生命は地銀40行超に株売却を伝達。四銀の大株主である。安定株主が抜けた後の戦略を問う。

(4) 取締役 白石 功氏 解任理由

- ① 新型コロナでゴルフ場経営も悲惨な状態と聞く。高知市北部にあるBの約12億円の回収金は益々増額が予想され回収が困難である。回収の最終計画を再度求める。明確な回答を問う。

- ② 固定費削減は地銀経営の大きなテーマである「支店統合・相談役廃止・野球部廃止・不良債権回収問題・役員報酬の決め方」など、どれを取っても待ったなしである。笑い事では済まされない環境にきた。四銀の経営難はこれから深刻である。取締役の職務怠慢が招く事項である。胡坐をかく時勢は終わった。経営改造を明確に示さない責任を問う。
- ③ 日本生命は地銀40行超に株売却を伝達した。四銀の大株主である。業績低迷な地銀株は妙味なしとみた。アクティビストの登場で四銀経営陣に喝を願う件。

#### 第4号議案に対する取締役会の意見

取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

取締役頭取 山元文明、取締役 須賀昌彦、取締役 橋谷正人、取締役 白石功の4氏は、取締役就任以来、銀行経営に必要な経験、知見及び専門知識を活かし、当行の取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など当行グループの発展、経営基盤の強化に向けて尽力しており、十分にその職責を果たしております。

したがって、取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

高知市南はりまや町一丁目1番1号

**四国銀行 本店 5階 大会議室** 電話：088-823-2111 (代表)



交通の  
ご案内



とさでん交通

はりまや橋駅 徒歩すぐ



JR

高知駅より 徒歩約10分